平成２２年（フ）第７号
広島県三原市中之町１丁目19番23号
債務者　氏川　延安
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第８号
広島県三原市中之町１丁目19番23号
債務者　氏川ヨシヱ
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
広島県三原市糸崎２丁目３番８号
債務者　城戸　一夫
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
愛媛県松山市藤原１丁目２番36号
債務者　武本久美子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１２０号
愛媛県松山市石手１丁目４番３号
債務者　上田　章江
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１２６号
愛媛県松山市山西町169番地２　山西団地９棟35号
債務者　芳野　直美
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１３１号
愛媛県松山市祝谷東町441番地18　オクタワーズ松山道後308号
債務者　松岡　広子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１３３号
愛媛県松山市高岡町833番地１
債務者　城戸　明光
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１３４号
愛媛県松山市高岡町833番地１
債務者　城戸美知子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１９号
福岡県飯塚市長尾1251番地
債務者　永芳　保明
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第２９号
福岡県嘉麻市稲築才田206番地７
債務者　角田　義輝
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第３０号
福岡県嘉麻市稲築才田206番地７
債務者　角田　和子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第７９号
熊本市松尾町上松尾４番地３
債務者　三原三江子（旧姓山邊）
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１６１号
大分市岩田町４丁目１番19号　今村アパート102
債務者　梅野　春実
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１６８号
大分市大字奥田820番地の１
債務者　中畑　博行
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第９号
宮崎県日南市飫肥３丁目４番18―１号
債務者　岩城　　優
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
宮崎県都城市上水流町4513番地１
債務者　築地　英次
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第５３号
宮城県白石市益岡町２番11号
債務者　高野　義子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
仙台地方裁判所大河原支部

第明治三十二種郵便物認可